

# 通告のほかにも大切なこと

## 孤立させない、孤立から救い出そう

児童虐待は、孤立した子育ての中で発生しやすいといわれています。助けを求める、助け合うということが、虐待の問題解決には欠かせません。必要な人に必要な情報が届いていないという場合もあります。



### まず笑顔向け、声をかける

孤立しているかもしれない親子を誘う・一緒に出かけるといったのはよい支援です。

声をかけるのが難しい場合には、柔らかい表情で接する、あいさつをするところからでもOK。

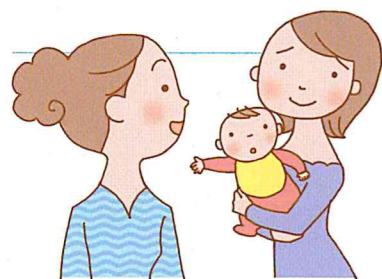
ひとりじゃないと  
感じてもらうことが大切です。

### 地域の専門機関につなげる

保健センター・保健所の保健師、民生・児童委員、保育所の保育士などは、頼りになる身近な専門家(職)です。

本人に直接話しかけるのはちょっと、という場合には、こうした専門職のみなさんに相談してみます。

## 子育てしやすい環境をつくろう



児童虐待にストップをかけるためには子育てしやすい環境が何より大切です。「利用しやすい、心地よい、信頼できる…」そんな居場所や機関、つながりを、市民と行政が力を合わせてつくり、増やしていくことが大切です。

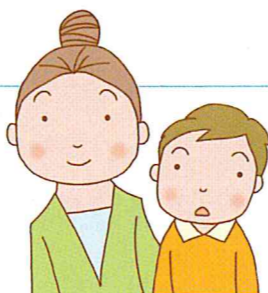
児童虐待からの回復を図る在宅支援でも、子どもと保護者を福祉サービスや子育て支援につなげることが重要な柱となっています。

### 次のようなサービスや制度が広がっています。

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	乳児のいるすべての家庭を訪問・支援します
養育支援訪問事業	保健師などが養育に関する助言などを行います
ファミリーサポートセンター事業	児童の預かりなどの相互援助活動に関する調整をします
地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)	交流促進などで子育て家庭を地域で支えます

## 子どもたちに「関心」を寄せ、応援しよう

調査の結果、必要に応じて一時保護や乳児院・児童養護施設への入所、里親委託などが行われます。



通告

調査

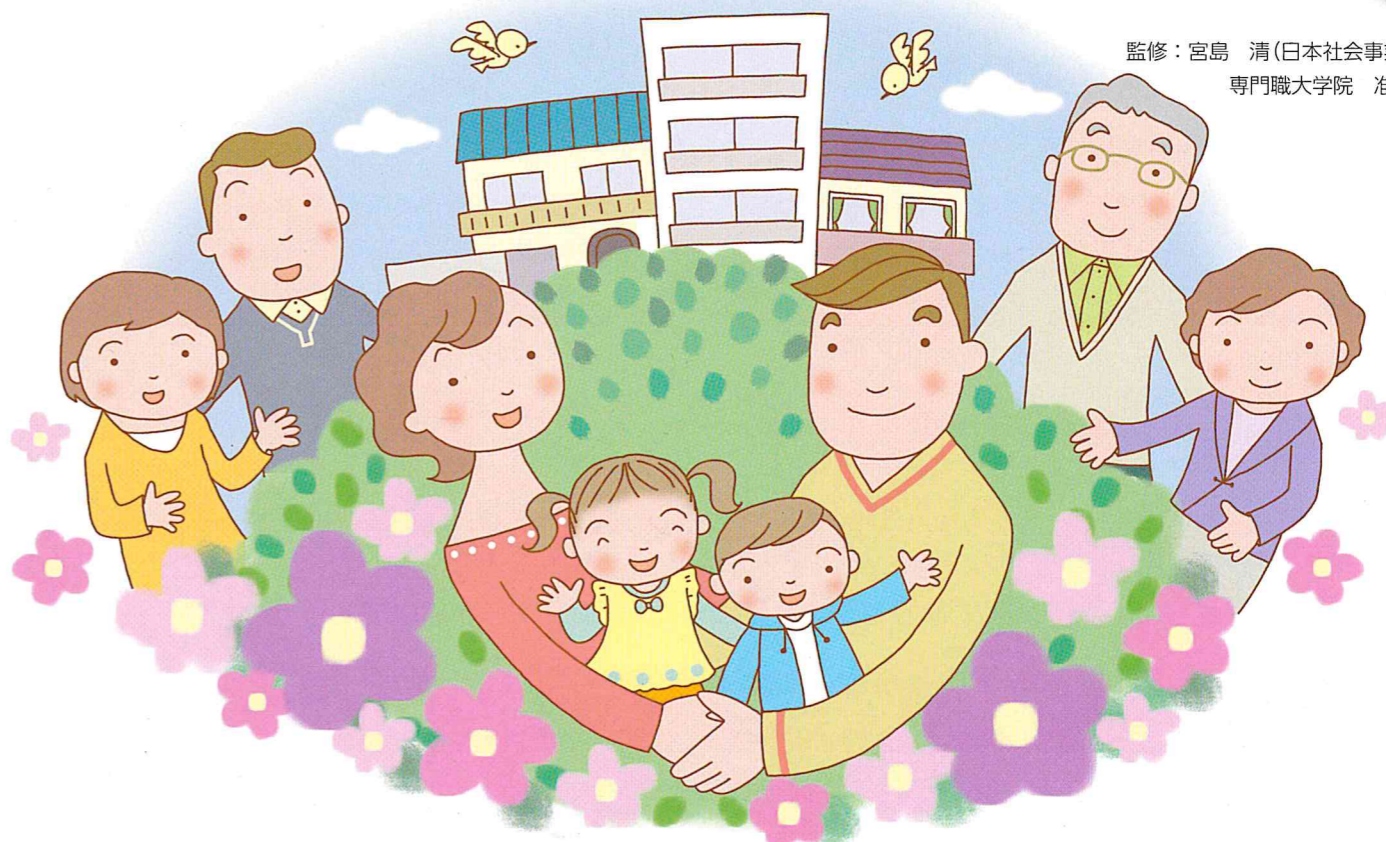
対応

在宅支援、一時保護、入所や委託など

子どもたちの生活やこれからの人生をよりよいものにするために、このような支援の充実や質の向上が欠かせません。みなさんの理解と参加、応援が、いま求められています。

# ん?! もしかして虐待?

## みんなでする子ども達の明日 ～ためらわずに通告を～



監修：宮島 清(日本社会事業大学  
専門職大学院 准教授)

あなたの「気づき」を子どもたちのために生かしてください  
その通告が、子どもたちとその家族を救います

児童相談所  
虐待対応  
ダイヤル

いち はやく 189 番へ  
(通話料無料)

発信元の市内局番などから当該地域を特定し、管轄する児童相談所に転送されます。携帯電話からの場合は、案内ガイダンスにしたがってお住まいの郵便番号を入力することで転送されます。

川口市 子育て相談課 ☎048-259-9005  
(月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15)

虐待かも

# と思ったら「通告」しましょう！ 通告は私たちの責任です

## 児童虐待防止法ができて、 通告は確実に増えています

国民には、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、市町村や児童相談所などに通告をする義務があります（「児童虐待の防止等に関する法律」第6条）。



### しかし、課題があります

次のような事例が少なくありません。

**事例①** 深刻な事例だったにもかかわらず、通告がなかった

子どもが亡くなるという結果に

**事例②** 通告はあったが、子どもと家族を特定できなかった

対応が遅れた

対応できなかった

それでも、こんなことが気になり、通告するのをためらうのではないのでしょうか？

### どうもぴったりとあてはまらないんだけど

みなさんが伝えた事実や心配だと感じた内容などに基づいて、市町村や児童相談所が、さまざまな調査を行います。虐待かどうかの判断は、それらを総合して市町村や児童相談所が行います。  
判断がつかないときこそ情報提供を。



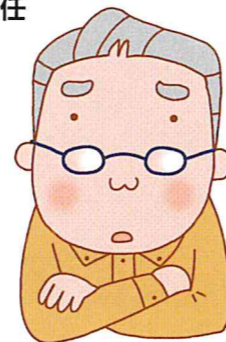
### 間違いだったらどうしよう、トラブルになるんじゃないか...

通告を受けた市町村や児童相談所は、その人（通告者）を特定する情報を漏らしてはならないと、法律で定められています。  
また、たとえ間違いであっても、**通報者が責任を問われることはありません。**



### ママもパパも悪い人には見えないんだよね

子育てに一生懸命になりすぎて、どうしていいかわからなくなる……。そんなことから虐待は起こります。あなたの一報が子どもだけではなくそんな保護者をも救うことにつながります。



## どのような行為を虐待というのでしょうか

### 身体的虐待

- 打撲、あざ、やけどなどの外傷が生じるおそれのある暴行
- 首を絞める、お風呂に沈める、寒い時期に冷たいシャワーを浴びせる、長時間戸外に閉め出すなどの危険な行為
- 意図的に子どもを病気にさせる など



### 性的虐待

- 児童ポルノの被写体にする
- 子どもに性器や性交を見せる
- 子どもの性器を触ったり、子どもに性器を触らせたりする
- 子どもに対して性的行為を強要する など



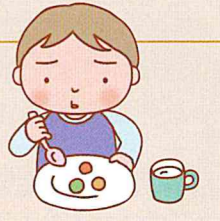
### 心理的虐待

- 大声で怒鳴り続けたり、ののしり続けたり、脅迫したりする
- 無視や拒否的な態度をとり続ける
- ほかのきょうだいと著しく差別する
- 自尊心を傷つける言葉をくり返し使う
- 配偶者のDV（暴力、暴言、無視）などを子どもに見せる など



### ネグレクト

- 十分な食事を与えない
- 身体や環境を不潔なままにする
- 病気になっても、医療機関を受診させない
- 小さな子どもを家や車に残したまま外出する
- 登校を禁止する
- 年齢や発達に著しく不釣り合いな養育をする など



- ❗ 虐待であるという確証や証拠は必要ありません
- ❗ 心配なこと、気づいたこと、知り得た事実などを、できるだけ詳しく知らせることで、適切な対応につながります！
- ❗ 匿名でかまいません  
お名前と連絡先を知らせていただくと、よりの確な対応に結びつきます
- ❗ もちろん、通告者の秘密は守られます
- ❗ 今、目の前で暴力が行われている！ 子どもがひどいけがを負っていて命に関わるかも

☎ 左記のような場合は、警察(110番)や消防(119番)に連絡してください。